# 中心市街地活性化基本計画の状況

令和3年9月 内閣府地方創生推進事務局

## 中心市街地活性化制度の概要

- 〇中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地 における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 〇市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。

## 中心市街地活性化基本計画 計画期間(概ね5年以内)

- ○基本的な方針
- ○位置及び区域
- 〇目標(定量的な数値目標)
- 〇中心市街地活性化のための事業
- 1)市街地の整備改善
- 2)都市福利施設の整備
- 3)街なか居住の推進
- 4)経済活力の向上
- 5)公共交通機関の利便性増進等
- 〇推進体制 など

## 申請

認定

支援

## 内閣府 (内閣総理大臣による計画認定)

(国土交通省) 暮らし・にぎわい再生事業



<能本駅前東A地区(熊本市)> 駅周辺地区の再整備(①)

(経済産業省)

地域商業機能複合化推進事業



<油津商店街(日南市) > 商店街等に新たな需要を創出する 施設等を導入する事業を支援(②)

## 作成

## 市町村

連携

## 中心市街地活性化協議会

- まちづくり会社
- 商工会・商工会議所
- 民間事業者、地域住民 など

## 関係府省庁によるハード・ソフト事業支援

(総務省)中心市街地活性化ソフト事業



<北の恵み食べマルシェ(旭川市)> イベント等のソフト事業(3)

「中心市街地活性化促進プログラム」(R2.3.23 中活本部決定)を策定し、自治体へのアドバイスの強化などを実施中。≪第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(R1.12.20閣議決定)≫

#### 中心市街地を取り巻く社会・経済状況の変化

- ✓ 人口減少・少子高齢化の進行、遊休資産の拡大
- ✓ 外国人観光客の大幅増、小売業態の変化等

# 中心市街地活性化促進プログラム 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき令和2年3月に策定 「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても位置付け

#### プログラムの基本的な考え方

#### 中心市街地活性化の必要性

✓ 中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア。そのストックを活かして期待される役割を果たすことが必要

#### 中心市街地活性化促進プログラムの狙い

- ✓ 現下の情勢に即した「重点的な取組」を示し、国の支援を積極的に行っていくことで中心市街地の活性化を促進する
- ✓ アドバイスの強化等により、より多くの自治体における現行制度の効果的な活用を促進することで、中心市街地の更なる活性化を図る

#### 重点的な取組:中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する(中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(閣議決定))

#### 1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略

┃ 多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用等 ┃┃┃

○駅ビルをにぎわい交流施設 ○まちなかに学生の交流 ○5 Gを活用したサテライ

トオフィスの誘致





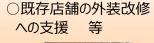
#### 2. まちのストックを活かす

空き店舗・空きビルや低未利用資産、既存店舗の再活性化など、まちのストックを活かす

〇空き店舗対策の 効果的な助成



○大型商業店舗の 空きビルの再生





#### 3. 地域資源とチャンスを活かす

歴史・文化等の地域資源や、外国人旅行者の増加・働き方の変化などのチャンスを活かす

○歴史的建造物や古民家 の活用

として整備



○地域資源の活用



○外国語に対応したガイド の育成 等



#### 4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

民間企業等との連携強化やまちづくりを担う人材の育成・確保

○地域経営の観点からの 商店街活性化の取組



○游休不動産活用のための



○収益施設と融合した Park-PFIの活用 等



5. より活用される仕組みにする 「地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、より積極的に活用される仕組みとする )

- ○多様な市街地の活性化に対応できることの周知
- ○制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の 活用を助言する等のハンズオン支援の強化
- ○平成の市町村合併による地域の実情に配慮し、 複数の区域でも活用できること等の周知

## 認定を受けた中心市街地活性化基本計画:148市3町累計257計画 (令和3年8月現在)

北海道	函館市、小樽市、旭川市、帯広市3、北見市、岩見沢市2、稚内市、	滋賀県	大津市②、長浜市②、草津市②、守山市②、東近江市	
	滝川市、砂川市、富良野市②	京都府	福知山市②	
青森県	青森市②、弘前市②、八戸市③、黒石市、十和田市②、三沢市	大阪府	堺市、高槻市②、茨木市	
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②	兵庫県	   神戸市(新長田)、姫路市③、尼崎市、明石市②、伊丹市②、	
宮城県	石巻市③		宝塚市、川西市③、丹波市②	
秋田県	秋田市②、大仙市	奈良県	奈良市	
山形県	山形市③、鶴岡市②、酒田市②、上山市②、長井市②	和歌山県	和歌山市、田辺市	
福島県	福島市③、会津若松市、いわき市、白河市②、須賀川市②	鳥取県	鳥取市③、米子市②、倉吉市②	
茨城県	水戸市、土浦市②、石岡市、鹿嶋市	島根県	松江市③、江津市、雲南市	
栃木県	日光市、大田原市	岡山県	<u>倉敷市</u> ③、津山市、玉野市	
群馬県	高崎市③	広島県	三原市、府中市②	
埼玉県	川越市②、蕨市、寄居町	山口県	下関市、宇部市、山口市③、岩国市、周南市②	
千葉県	千葉市、木更津市、柏市②	徳島県	_	
東京都	八王子市、青梅市、府中市	香川県	高松市③	
神奈川県	小田原市	愛媛県	松山市③、西条市	
新潟県	新潟市、長岡市3、十日町市、上越市(高田)	高知県	高知市②、四万十市	
富山県	富山市③、高岡市③	福岡県	北九州市(小倉・黒崎)、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市	
石川県	金沢市③	佐賀県	唐津市②、小城市、基山町	
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②	長崎県	長崎市②、諫早市②、大村市	
山梨県	甲府市②	熊本県	熊本市3、熊本市(植木)、八代市、山鹿市、益城町	
長野県	長野市②、上田市②、 <mark>飯田市③</mark> 、塩尻市	大分県	大分市3、別府市、佐伯市2、竹田市、豊後高田市2	
岐阜県	岐阜市③、大垣市③、高山市、中津川市②	宮崎県	宮崎市、日南市、小林市、日向市	
静岡県	静岡市②、浜松市②、沼津市、島田市、掛川市②、藤枝市③	鹿児島県	鹿児島市③、奄美市	②、③は認定の回数
愛知県	名古屋市、豊橋市②、豊田市③、安城市、東海市、田原市	沖縄県	沖縄市②	↑ 黒字は計画期間終了の自治体 │ <mark>赤字は計画実施中の自治体</mark>
三重県	伊勢市②、伊賀市			現在、65団体(62市3町)が計画実施中(赤字)

## 中心市街地活性化基本計画 令和2年度定期フォローアップ報告の概要

- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、各自治体が複数の目標を掲げている。各目標においては、 その達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定している。
- 各目標指標は、計画期間中、原則毎年取組の進捗状況及び目標達成の見通し等を自己評価(定期フォローアップ)することとしている。
- 定期フォローアップによって明らかとなった取組の進捗状況、目標達成の見通し、基準値からの改善状況等を参考に、必要と認められる場合には、各自治体は、中心市街地活性化協議会と連携して、速やかに基本計画の見直しを行う。

## <取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

## 対象計画:58市町 58計画 194指標

【参考:令和元年度】65市町 65計画 223指標

- 〇定期フォローアップ対象の全194指標について下記の分類により集計を行った。
- <取組の進捗状況及び目標達成に関する見通しの分類>
- ①取組(事業等)の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる。
- ②取組の進捗状況は概ね予定どおりだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。
- 1 取組の進捗状況は予定どおりではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。
- 2 取組の進捗に支障が生じているなど、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。

	目標達成可能と 見込まれる	目標達成可能と 見込まれない	合計
取組の進捗が	① <u>102指標(53%)</u>	<b>② 41指標(21%)</b>	<b>143指標(74%)</b>
順調である	[133指標(60%)]	〔39指標(17%)〕	〔172指標(77%)〕
取組の進捗が順調でない	1 <u>30指標(15%)</u>	2 <u>21指標(11%)</u>	<b>51指標(26%)</b>
	〔32指標(14%)〕	〔19指標(9%)〕	〔51指標(23%)〕
合 計	<b>132指標(68%)</b>	<b>62指標(32%)</b>	<b>194指標(100%)</b>
	〔165指標(74%)〕	〔58指標(26%)〕	〔223指標(100%)〕

※表中の〔〕は令和元年度の状況

## 中心市街地活性化基本計画 令和2年度最終フォローアップ報告の概要

- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、各自治体が複数の目標を掲げている。各目標においては、 その達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定している。
- 当該基本計画については、各自治体自ら計画期間満了後に、取組(事業等)が予定どおり進捗したのか、目標は 達成されたのか等を自己評価(最終フォローアップ)として報告することとしている。
- 令和2年度の最終フォローアップの対象となる20市の20計画では、合計66の目標指標が設定されており、各種事業等をもって目標達成に向けた取組が行われてきたところであり、その評価結果をとりまとめる。

## く取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

## 対象計画:20市 20計画 66指標

【参考: 令和元年度】21市21計画74指標

		関連事業が概ね予定どおりに 完了した場合	関連事業が予定どおりに 完了しなかった場合	合計
計画当初よ	より改善	<u>30指標(45%)</u> 〔39指標(53%)〕	<b>2指標(3%)</b> 〔6指標(8%)〕	<u>32指標(48%)</u> 〔45指標(61%)〕
目標	票達成	<u>16指標(25%)</u> 〔21指標(28%)〕	<u>1指標(1%)</u> 〔2指標(3%)〕	<u>17指標(26%)</u> 〔23指標(31%)〕
計画当初よ	より悪化	<b>25指標(38%)</b> 〔18指標(24%)〕	<b>9指標(14%)</b> 〔11指標(15%)〕	<b>34指標(52%)</b> 〔29指標(39%)〕
合計	+	<u>55指標(83%)</u> 〔57指標(77%)〕	<b>11指標(17%)</b> 〔17指標(23%)〕	<u>66指標(100%)</u> 〔74指標(100%)〕

※表中の[]は令和元年度の状況

〇目標指標が計画当初より悪化した要因として、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、イベントの中止、各種施設の利用制限等が多く挙げられた。

## 最終フォローアップにおける評価指標の目標達成状況

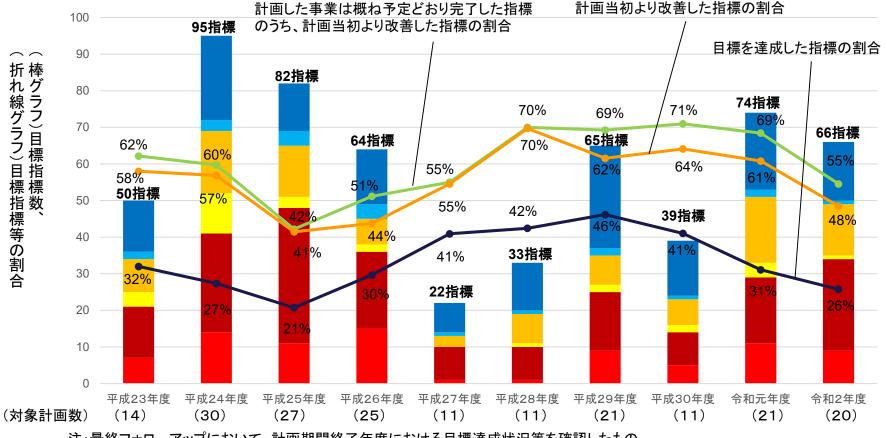
令和3年9月現在、累計148市3町257計画が中心市街地活性化基本計画の認定を受け、 うち145市191計画について、計画期間終了後、最終フォローアップ報告書を作成(次の計画期間に入っている自治体を含む。)。

最終フォローアップにおける、各計画の評価指標(590指標)の目標達成状況は以下のとおり。

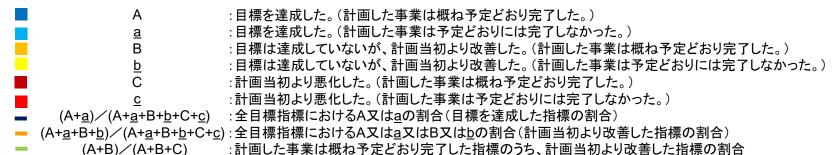
	計画当初より改善		
		うち、目標達成	
にぎわいの創出:319指標	185指標(58.0%)	103指標(32.3%)	
街なか居住の推進:117指標	47指標(40.2%)	23指標(19.7%)	
経済活力の向上:110標	64指標(58.2%)	42指標(38.2%)	
公共交通の利便の増進:19指標	12指標(63.2%)	8指標(42.1%)	
その他: 25指標	14指標(56.0%)	11指標(44.0%)	
合計:590指標	322指標(54.6%)	187指標(31.7%)	

## 中心市街地活性化基本計画における目標達成等の状況の推移

#### (指標数、%)



注:最終フォローアップにおいて、計画期間終了年度における目標達成状況等を確認したもの。 (凡例)



## 平成26年法改正により設けられた附則

附則(平成26年4月25日法律第30号)

第2条(検討)

政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。